

国立大学法人一橋大学の中期計画新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(新規)</p> <p>9 未修者教育を充実・発展させるための進級試験の実施や法曹実務家と連携した実践的教育の取組等により，高い司法試験合格率と社会的評価を維持しながら，世界で活躍できる法曹・法務人材の育成とグローバル・ロー研究を推進する。また，「理論と実務の架橋」を担う次世代の法学研究者・教員の養成サイクルを作るとともに，法曹・法務人材のリカレント教育を充実させることにより，本学の特色を生かした法科大学院モデルを発展させる。</p> <p>10 修了学生数や学生定員の充足状況，PD数等を総合的に評価しながら，各大学院・研究科における学生定員や教職員数の見直しを行う。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p><u>8-2 ホスピタリティ産業の高度経営人材育成を目的とする教育プログラムを開設するとともに，我が国の状況に適合した教育プログラムを開発する。</u></p>	<p>「機能強化経費（機能強化促進分）」の新規取組に伴う中期計画の変更</p>